明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（文部科学一五）　一
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一六）　五
〔告　示〕
○特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（文部科学六五）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
平成三十事業年度財務諸表（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・独立行政法人水資源機構・独立行政法人環境再生保全機構）、独立行政法人農畜産業振興機構平成三十事業年度決算、弁理士登録、日本弁護士連合会裁決関係　四
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、特定空家等の除去命令関係　七
会社その他
会社決算公告　八

省令

○文部科学省令第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

文部科学大臣　萩生田光一

私立学校法施行規則及び文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（私立学校法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法人が事業活動を支配する法人等）	［条を加える。］
第一条の二　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。	
2　令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。	
3　前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。	
一　学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支	